

旧宮城幼稚園活用事業 事業者公募要項



令和8年7月

前橋市

目 次

○ はじめに	P 1
1 公募の概要	P 1
(1) 事業の名称	
(2) 事業の場所	
(3) 公募の目的	
(4) 対象施設の概要 位置図、配置図、平面図	
(5) これまでの維持管理	
(6) 特記事項	
(7) 公募スケジュール	
(8) 選考方法等	
2 活用事業について	P 6
(1) 公募に至る背景	
(2) 活用事業の目的	
(3) 活用事業の対象範囲	
(4) 地域貢献	
(5) 提案すべき事項	
(6) 設計・施工条件	
(7) 地域説明会	
3 活用上の制約等	P 8
(1) 特定用途制限地域による規制	
(2) 構造上の制約	
(3) 供給処理	
(4) 埋蔵文化財調査	
(5) 営業用看板等の施工	
4 公募条件（定期建物賃貸借）	P 9
(1) 貸付の方法	
(2) 貸付期間	
(3) 賃貸借料基準額	
(4) 賃貸借料	
(5) 譲渡及び転貸に関する制限	

(6)	収支報告及び賃貸借料改定	
(7)	契約保証金	
(8)	調査協力と活動報告	
(9)	維持管理	
(10)	違約金	
5	応募手続	P 1 2
(1)	公募要項公表から質疑応答まで	
(2)	応募登録（提案登録）	
(3)	応募申込み（企画提案書提出）	
6	企画提案書等作成要領	P 1 7
(1)	企画提案書	
(2)	事業実績に関する資料	
(3)	提出部数	
7	選考（優先交渉権者の決定）	P 1 9
(1)	選考体制	
(2)	審査委員会の運営	
(3)	優先交渉権者の決定方法	
(4)	優先交渉権者等の選考結果の通知及び公表	
(5)	審査方針及び審査項目	
(6)	資格の喪失	
8	基本協定の締結	P 2 1
(1)	事業計画の策定	
(2)	事業計画協議書の提出	
(3)	基本協定の締結	
(4)	優先交渉権者決定の取消	
(5)	費用負担	
9	契約方法等	P 2 2
10	契約期間における義務	P 2 2
11	契約満了後の再契約	P 2 3

12 業務継続が困難となった場合の措置		P 2 3
13 問い合わせ先一覧		P 2 3
14 担当、受付窓口		P 2 4

<様式集>

1 応募登録に係る様式

(様式第1号) 現地見学会参加申込書		P 2 5
(様式第2号) 事業者公募要項質問書		P 2 6
(様式第3号) 応募登録申込書		P 2 7
(様式第4号) 応募団体の概要		P 2 9
(様式第5号) 資格基準を満たす旨の誓約書		P 3 0
(様式第6号) 応募登録辞退届		P 3 1

2 応募申込に係る様式

(様式第7号) 応募申込書		P 3 4
(様式第8号) 応募取下届		P 3 6
(様式第9号) 基本的な考え方		P 3 9
(様式第10号) 地域貢献概要書		P 4 0
(様式第11号) レイアウト計画書		P 4 1
(様式第12号) 事業開始までのスケジュール		P 4 2
(様式第13号) 事業年度ごとの収支計画		P 4 3
(様式第14号) 資金計画		P 4 4
(様式第15号) 賃貸借料提案価格		P 4 5
(様式第16号) 賃貸借料基準額を下回る理由書		P 4 8
(様式第17号) 施設運営		P 4 9
(様式第18号) 事業実績に関する資料		P 5 0

【はじめに】

- 前橋市（以下「市」という。）は、人口約３２万人を有する群馬県の県都として、行政・産業・教育・文化などの多方面にわたる高次な都市機能を有し、北関東の中核市として発展してきました。
- 旧宮城幼稚園は、昭和５０年の開園以来（現園舎は平成２２年に建替したもの）、多くの子どもたちを見守ってきた教育の場であるとともに地域コミュニティ活動の場でもありましたが、令和６年３月末をもって閉園となり、４９年の歴史に幕を下ろしました。
- 閉園後の跡地について、市場性の有無や公募事業の成立の可否などを把握するため、民間事業者との“対話”により活用アイデアを調査する「官民連携によるサウンディング型市場調査」を令和７年１１月に実施し、民間事業者による活用可能性を把握することができました。
- 市では、民間事業者のノウハウを活かし、旧宮城幼稚園の既存建物等及び敷地の有効活用を図るとともに、周辺環境との調和に配慮し、地域に貢献できる活用事業を目指すこととしました。
- 本事業者公募要項は、旧宮城幼稚園活用事業の実現を図るためのものです。

１ 公募の概要

(１) 事業の名称

旧宮城幼稚園活用事業

(２) 事業の場所

所在地：前橋市鼻毛石町 1503-1 ほか

(３) 公募の目的

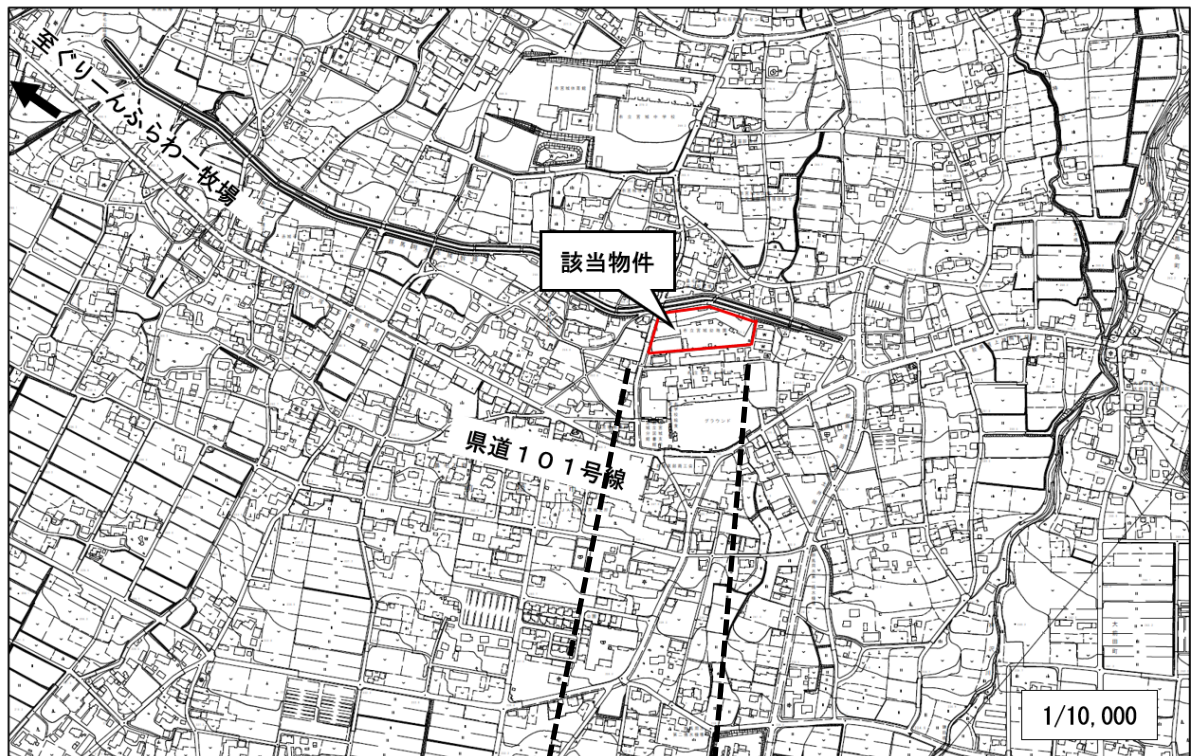
本事業は、令和６年３月末をもって閉園した旧宮城幼稚園の既存建物及び敷地について、長い間教育の場であり地域コミュニティ活動の場でもあったという歴史や自然に恵まれた環境であることを踏まえ、民間事業者の持つ事業ノウハウを活かすことにより、最大限に活用することを目的とします。また、事業活動を通じて、宮城地区及び市全域への地域貢献を目指します。

このため、活用事業の主体となる事業者を広く公募により選考することとしました。

(4) 対象施設の概要

所在地	群馬県前橋市鼻毛石町 1503-1					
土地の概要	鼻毛石町 1503-1 学校用地 4,874 m ² 鼻毛石町 1495-12 雑種地 3,592 m ² 合計 8,466 m ² (土地登記事項証明書記載)					
既存建物の概要	No.	建物	建築年月	構造	階数	延床面積(m ²)
※右記の他に、遊具等の工作物があります。	1	校舎・園舎	H22.9	鉄骨造	1	744.20
	2	校舎・園舎	H22.9	鉄骨造	1	806.78
	3	倉庫・物置	H22.9	鉄骨造	1	12.86
	4	集積所・ストックヤード	H22.9	鉄骨造	1	1.33
	5	ガスボンベ庫	H22.9	鉄骨造	1	1.50
	6	倉庫・物置	H22.9	鉄骨造	1	4.68
	7	倉庫	H16.3	鉄骨造	1	77.76
	8	便所	H17.4	木造	1	7.84
都市計画による制限	区域区分：特定用途制限地域（地域拠点地区） 防火・準防火地域：防火指定なし					
建築・造成等に関する制限	用途地域の指定のない区域の制限：建ぺい／容積率 70／200% ：道路斜線 20m／1.5 ：隣地斜線 31m／2.5 日影規制：建築物高さが10mを超える建築物 4.0／5時間／3時間					

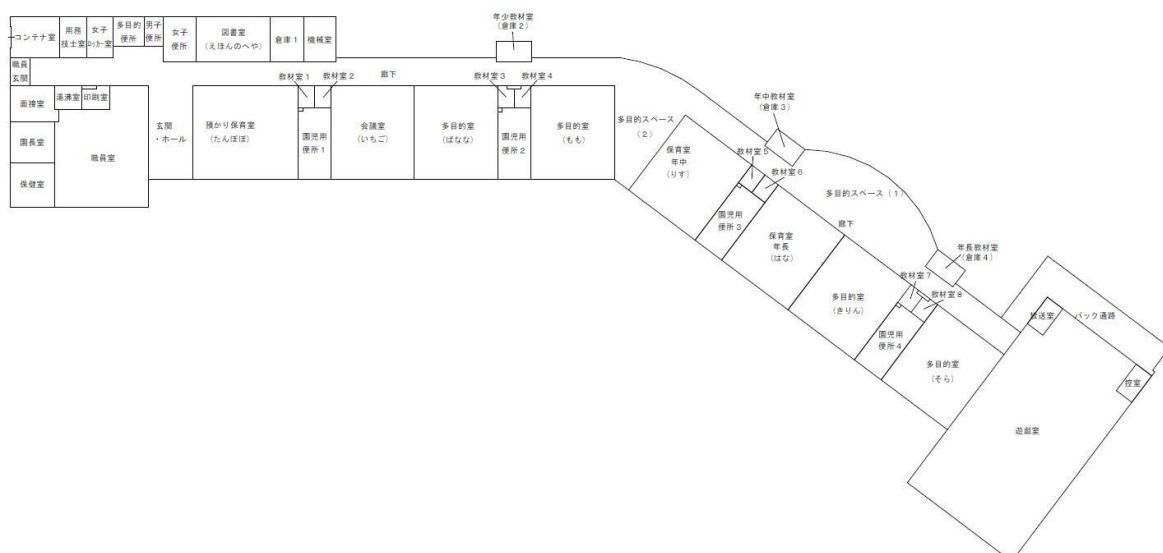
【位置図】



【配置図】



【平面図】



(5) これまでの維持管理

i) 令和5年度光熱水費 ※幼稚園として使用されていた際の実績

ア) 電気：約1,766千円/年

イ) 水道：約125千円/年

ウ) ガス：約12千円/年

ii) 設備等に係る維持管理

閉園（令和6年3月末）後の設備等の維持管理状況は以下のとおりです。

ア) 電気：継続

イ) 水道：給水本管VP75mmより分岐取り出し

ウ) 排水処理：公共下水道

エ) ガス：休止（プロパンガス撤去）

オ) 機械警備：継続実施

カ) 自家用電気工作物点検：継続実施

キ) 消防設備点検：継続実施

ク) 遊具点検：実施なし

(6) 特記事項

i) アスベスト（石綿）

アスベストの含有調査は行っておりません。

ii) PCB（ポリ塩化ビフェニル）

本物件内に、PCBを含有する電気機器及び高圧受電設備の変圧器、コンデンサー類はありません。

(7) 公募スケジュール

募集及び選定のスケジュールは、次のとおりです。

また、関係様式は「様式集(本要項P24以降)」に定めるとおりです。

事業者公募要項の配布	令和8年7月8日（水）～ 令和8年8月21日（金）
現地見学会の開催 ※当日都合がつかない場合にはご相談ください。	令和8年7月22日（水）
質問受付期間 ※質問に対する回答は8月12日（水）までに行います。	令和8年7月8日（水）～ 令和8年7月31日（金）
応募登録申請期間	令和8年8月3日（月）～ 令和8年8月21日（金）
応募期間（企画提案書等提出期間）	令和8年8月24日（月）～ 令和8年9月18日（金）

書類審査（一次審査）結果通知	令和 8 年 10 月中旬
提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング審査（二次審査）	令和 8 年 10 月下旬
優先交渉権者への決定通知 優先交渉権者との協議・調整	令和 8 年 11 月上旬 令和 8 年 11 月上旬～
基本協定の締結	令和 8 年 11 月下旬
賃貸借契約の締結 ※減額提案の場合は仮契約	～令和 8 年 12 月上旬
（議会議決） ※仮契約が本契約になります。	令和 9 年 3 月

※優先交渉権者との協議・調整に要する期間によっては、以降のスケジュールが後ろ倒しになる可能性もありますので、ご了承ください。

(8) 選考方法等

- i) 事業の優先交渉権者の決定に当たっては、「一般公募型プロポーザル方式」を採用し、審査の結果、最も優れた提案を行った者を、優先交渉権者とします。
なお、審査の結果、優先交渉権者なしとする場合もあります。
- ii) 優先交渉権者は、本契約前に市と基本協定を締結します。
- iii) 事業者は市との間で、定期建物賃貸借契約の締結及び必要な手続きを行った後、事業着手とします。

2 活用事業について

(1) 公募に至る背景

i) 民間活力の導入

「令和 2 年 12 月に政府が発表した第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「公的不動産については、地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出につなげるための官民連携を積極的に推進する。」とあり、公共資産の活用にあたっては、民間活力を積極的に導入することの重要性が示されています。

市では、令和 4 年 12 月に改訂した「前橋市公共施設等総合管理計画（改訂版）」において、「長寿命化の推進」、「保有総量の縮減」及び「効率的利活用の推進」に積極的に取り組み、資産活用を推進することとしており、厳しい財政状況の中、市民負担の軽減や資産の効率的な活用のため、資産保有に係るコスト縮減や売却による歳入確保など、市としても、民間活用の導入を推進することとしています。

ii) サウンディング型市場調査の実施

旧宮城幼稚園は、特定用途制限地域にあり、その市場性の有無や公募事業の成立の可否についての判断が難しいこと、また、スローシティエリアに立地しており、地域の風土や特色を活かした赤城南麓地域の魅力など、様々な可能性を調査・把握するため、民間事業者との“対話”を通じて土地・建物等の活用のアイデアを調査する「官民連携によるサウンディング型市場調査」を令和7年11月に実施しました。調査には6グループにご参加いただき、民間事業者による活用可能性を把握することができました。この調査結果も踏まえて本公募要項を作成しています。

＜参考＞サウンディング型市場調査結果は本市ホームページで公表しています。

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kyoiku/kyouikushien/oshirase/46287.html>

(2) 活用事業の目的

本事業は、長年にわたって教育や地域のコミュニティ活動の場として親しまれ、令和6年3月をもって閉園した旧宮城幼稚園について、民間事業者のノウハウを活かすことで、周辺地域及び市全体への経済波及効果や活性化並びに市財政負担の軽減に資することを目的とします。

また、事業活動を通じて、宮城地区への地域貢献や市全体の活性化を目指します。

(3) 活用事業の対象範囲

事業者が活用すべき対象範囲は、既存の建物等を活用した上で、「1(4)対象施設の概要」で示した敷地全体とします。一部だけを借り受ける提案は行えませんのでご注意ください。

なお、活用事業は既存建物等の活用が前提となります。敷地について整備を行うとする場合には、既存建物の活用のために必要な整備となります。

また、事業期間中に転貸により既存建物の活用範囲を広げていく事業提案も可能です。（P10「4(5)譲渡及び転貸に関する制限」参照）

(4) 地域貢献

活用事業が継続的に行われていくためには、地域貢献が重要な要素です。

つきましては、自らが主体となり実施することが可能であり、日常的又は定期的に地域住民あるいは市民を対象とした相互交流が行える機能を導入してください。なお、ここでいう機能については、住民交流を目的にした専用スペースの設置を条件とするわけではありません。

また、長期的に地域と良好な関係を築いていくための工夫などがあれば提案してください。

(5) 提案すべき事項

- ① 第七次総合計画との関連性に配慮していること。
- ② 周辺地域及び市全体への経済波及効果や活性化が見込めること。
- ③ 赤城南麓地域の魅力や活発化している民間主導によるまちづくりに資するよう配慮していること。
- ④ 地域住民の安全安心と街並み等に配慮していること。
- ⑤ 市の財政負担の縮減に寄与していること。
- ⑥ 土地・建物の適正な管理と円滑な事業運営を図ることができること。上記①～⑥のいずれかに合致した内容に加え、「2(4)地域貢献」で示した機能等の内容を提案してください。

その他詳細は、「6 企画提案書等作成要領」を確認してください。

(6) 設計・施工条件

事業者は、事業に向けた施設整備等を行う場合は、関係法令や条例等を遵守するとともに、周囲の景観に配慮したデザインとしてください。

(7) 地域説明会

事業者は、優先交渉権者決定後、市が設営する地域説明会において、活用事業について説明していただきます。地域説明会での意見等は、長期的に地域と良好な関係を築いていくため、可能な限り活用事業の実施・運営への反映に努めてください。

その他、必要に応じて市が議会や地域住民等に対し説明会を行う場合、市から同席を求められた際は、説明会に参加し自らが行う活用事業について必要な説明を行ってください。

3 活用上の制約等

(1) 特定用途制限地域による規制

貸付対象地は、非線引き区域にありますが、「前橋勢多都市計画区域-特定用途制限地域-地域拠点地区」に該当し、一部用途は制限されています。

※企画提案の検討にあたって疑義があれば、市の建築指導課にて十分に確認を行ってください。

(2) 構造上の制約

定期建物賃貸借契約の場合、主要構造部（壁、床、屋根等）の改修や撤去、構造に影響を与えるような構造物等の設置を行うことはできません。

ただし、建物の構造上支障がないか確認した上で市に承諾を得た場合はこの限りではありません。

(3) 供給処理

ア) 上水道及び下水処理

周辺の上水道管が引き込まれています。追加で引き込み工事などが必要となる場合は、市水道局と協議の上、事業者の責任（費用負担等）により行ってください。その他上水道に関して不明な点は、市水道局に確認してください。

なお、下水処理については、公共下水道へ接続し処理されています。

イ) 電気及び電話

追加で電気及び電話の引き込みが必要となる場合は、供給事業者と協議の上、事業者の責任（費用負担等）により行ってください。

その他電気及び電話に関して不明な点は、供給事業者（東京電力㈱、NTT 東日本等）に確認してください。

ウ) ガス

本施設は、プロパンガスエリアです。使用する場合は、ガス事業者と協議の上、事業者の責任（費用負担等）により行ってください。

その他ガスに関して不明な点は、ガス事業者に確認してください。

(4) 埋蔵文化財調査

前橋市宅地開発指導要綱第 3 条に該当する開発を行う場合は、埋蔵文化財調査について、市の教育委員会事務局文化財保護課と協議してください。

(5) 営業用看板等の施工

営業用看板を設置する場合、あるいは既存建物等の外装に変更を行う場合は、前橋市屋外広告物条例、前橋市景観条例に則って施工することになります。市の都市計画部都市計画課と協議してください。

4 公募条件（定期建物賃貸借）

(1) 貸付の方法

市と事業者とは、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条に規定する定期建物賃貸借契約を締結します。

(2) 貸付期間

貸付期間は 20 年以内とします。なお、契約期間には、原則として事業に向けた施設整備等に要する期間を含みます。

(3) 賃貸借料基準額

不動産鑑定士の算定による不動産意見価格を基に、本事業者公募における賃貸借料基準額を以下のとおり定めます。

(土地＋建物) 賃貸借料基準額 777,000 円／月 (別途消費税及び地方消費税)

(4) 賃貸借料

月額賃貸借料は「賃貸借料提案価格(様式第15号)」にて提案された価格を基に定めることとします。賃貸借料提案価格が賃貸借料基準額を下回る場合は、「賃貸借料基準額を下回る理由書(様式第16号)」を提出してください。

また、賃貸借料の開始月は、事業の開始月ではなく、定期建物賃貸借権設定契約で定める貸付開始月とします。

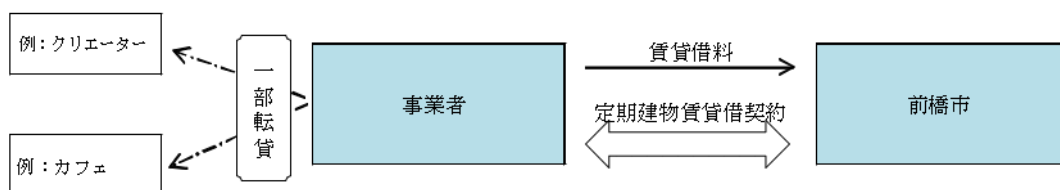
なお、賃貸借料提案価格が、市が定める賃貸借料基準額を下回った場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第6項の規定に基づき市議会の議決が必要になります。

※賃貸借料は契約開始時から支払いが必要となりますので、事業開始までの借入金利息なども含め、20年間の契約期間全体での収支見込みから月額の賃貸借料を算定してください。

(5) 譲渡及び転貸に関する制限

事業者が賃貸権の全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

また、契約期間中に転貸しようとする場合は、市との協議事項や合意事項を承継することとし、事前に書面により市の承諾を得てください。なお、これに違反した場合は契約を解除することがあります。



(6) 収支報告及び賃貸借料改定

事業者は、各事業年度終了後3ヶ月以内に、当該年度の事業収支報告書その他本市が必要と認める書類を提出していただきます。

本市は、契約期間中において、事業の実施状況、収支状況、施設の利用状況、社会経済情勢その他の事情を総合的に勘案し、賃貸借料の見直しを行うことがあります。

なお、賃貸借料の見直しに当たっては、本市と事業者が協議の上、決定するものとします。

(7) 契約保証金

契約保証金は、賃貸借料 12 ヶ月分の額とし、契約締結までに一括支払っていただきます。契約保証金は、契約満了時に、債権債務を相殺（未払の賃貸借料、契約満了日までの損害金等の債務を控除）した上で、無利息で返還します。

また、保証金返還請求権の譲渡又は質入れは認めません。

なお、契約期間中に賃貸借料の見直しが行われ、賃貸借料が増額された場合は、増額後の賃貸借料の 12 ヶ月分に相当する額と既納の契約保証金との差額について、本市が指定する期日までに追加で納付していただきます。

(8) 調査協力と活動報告

市は、事業者が目的に沿った活動をしているか、定期建物賃貸借権設定契約で定める貸付期間において、定期的又は必要と認めるときに調査し、報告を求めることができるものとします。この場合、事業者はこれに協力しなければなりません。

(9) 維持管理

① 貸付開始後、貸付範囲の維持管理については、事業者が自己の負担で行うものとします。具体的には、次に記載した費用を想定しています。

ア 光熱水費

イ 貸付範囲で発生するごみ処理費用

ウ 貸付範囲の設備又はこれに類する機器の維持管理費用（法定点検、清掃等）

エ 活用事業として機械警備が必要な場合の維持管理費用

オ 貸付範囲で必要となる除草費用

カ 貸付範囲で必要となる立木の維持管理費用

キ 備品及び消耗品費

ク その他貸付範囲の使用に伴い発生する一切の費用

② 貸付範囲の設備やこれに類する機器の修繕、必要となる日常的な修繕については事業者が行うものとします。

③ 外壁や屋根、給排水設備等の大規模な改修については、市が安全上必要と判断した場合は、市の負担で行うものとします。

④ 活用事業の実施に当たり、事業者が故意又は過失などにより市又は第三者に損害を与えた場合は、事業者が賠償責任を行うことになるため、事業者は、損害賠償責任保険に加入するものとし、契約締結に当たって保険に加入したことを証する書面の写しを市へ提出してください。（保険の年次更新の際も速やかに市へ提出してください。）

(10) 違約金

事業者は、上記「(5)」の条件に違反した場合は賃貸借料の12ヶ月分に相当する金額を市へ支払わなければなりません。

5 応募手続

(1) 公募要項公表から質疑応答まで

i) 公募要項の公表

公募要項等の関係書類については、令和8年7月8日(水)から同年8月21日(金)まで、担当窓口(前橋市総合教育プラザ1階教育支援課)で直接配布するほか、本市ホームページからダウンロードできます。

【URL】

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kyoiku/kyouikushien/oshirase/49959.html>

【二次元コード】



ii) 現地見学会の開催

事業者公募への応募を希望される事業者向けに、現地見学会を以下のとおり開催します。現地見学会の内容は主に現地の建物等及び敷地の状況確認に関すること(カメラ等による撮影可)を予定しています。

ア) 現地見学会

日 時：令和8年7月22日(水) 13時30分開始

会 場：旧宮城幼稚園(前橋市鼻毛石町1503-1)

その他：当日は直接ご来場ください。お車でお越しの場合、駐車場に限りがありますので、極力お乗り合わせの上でお越し願います。

イ) 申込方法

参加を希望される場合は、7月21日(火)までに「現地見学会参加申込書(様式第1号)」に担当者の氏名等必要事項を記入の上、連絡先Eメールアドレス宛て(P24に記載)に送付してください。件名は【現地見学会参加申込】としてください。

iii) 質疑応答

事業者公募要項等に対する質疑応答を以下のとおり行います。

ア) 質問受付期間

令和 8 年 7 月 8 日（水）から令和 8 年 7 月 31 日（金）まで

イ) 受付方法

「事業者公募要項質問書（様式第 2 号）」に質問及び必要事項を記入の上、連絡先 E メールアドレス宛て（P24 に記載）に送付してください。件名は【質問】としてください。電話又は口頭による質問は受付できませんのでご注意ください。

ウ) 回答方法

質問に対する回答は本市ホームページに公表します。受付期間中であつても整理できたものから随時公表する予定です。

なお、質問内容も公表しますので、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容についてはご注意ください。

また、単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあります。

(2) 応募登録（提案登録）

i) 応募登録者の資格

応募登録者は、次に掲げる資格基準を満たす法人格を有する団体、法人格を有する団体のみで構成されるグループ、又は契約締結時までに法人格を取得する見込みの個人事業主とします。

なお、グループによる応募の場合は、全ての構成団体が資格基準を満たすものとします。

<資格基準>

ア) 提案施設の設計・建設、購入及び賃貸借期間中に継続して管理運営ができる十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ、計画の実現について過去の経歴及び実績並びに社会的信用を有する者であること。

イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 で規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等でないこと。

ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

エ) 会社更生法（昭和 21 年法律第 172 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 222 号）等に基づく更正又は再生手続を行っている法人でないこと。

オ) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。

カ) 公租公課を滞納していないこと。

キ) 後述する事業者公募審査委員会の審査委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。

- ク) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。
 - ケ) 公募要項の内容及び関係法令を遵守できること。
 - コ) 複数の団体からなるグループとして登録する場合は、書面により定め、代表の団体を設定することとし、この代表団体は法人格を有するものとします。ただし、応募登録者の要件を満たさない団体等が含まれるグループは登録不可とします。また、同一の団体等が複数のグループに属して登録すること及び別途単独で登録することは不可とします。
- ii) 応募登録手続き
- 事業者公募への参加を希望される法人又はグループ等は、応募登録を行ってください。なお、応募登録後に企画提案書を提出できない等の事例が発生した場合について、応募登録を行った事業者が不利益な取扱いを受けることはありません。
- ア) 受付期間
令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 8 年 8 月 21 日（金）まで
 - イ) 受付時間
土日祝日を除く、平日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで
 - ウ) 受付方法
次の「エ）応募登録書類」を、市担当（P24 に記載）まで持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、8 月 21 日（金）必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当までご連絡ください。
 - エ) 応募登録書類
次に掲げた各書類を 5 部（1 部原本、4 部写し）提出してください。グループとして登録する場合は、構成する全ての団体等について書類を提出してください。書類は A4 判縦（A3 判は折込み）とし、インデックスを付けてください。
なお、応募者が個人事業主であり、契約締結までに法人化を予定している場合は、応募時点で提出可能な書類を提出するものとし、法人であることを前提とした書類については、法人設立後速やかに提出してください。
- ① 応募登録申込書（様式第 3 号）
 - ② 応募団体の概要（様式第 4 号）〔設立年月日、資本金、業務内容、事業経歴、主要取引先等〕
※応募者が個人事業主の場合は、「資本金」に代えて「事業規模」等を記載すること。
※団体概要を紹介したパンフレット等（任意提出）

③ 資格基準を満たす旨の誓約書（様式第5号）

④ 定款、規約その他これらに類する書類

※個人事業主の場合は、開業届の写し等これに準ずる書類

⑤ 法人の登記事項証明書

※個人事業主の場合は不要（法人設立後に提出すること）

⑥ 法人印鑑証明書

※個人事業主の場合は、印鑑登録証明書とする。（法人設立後は法人印に係るものを提出すること）

⑦ 納税証明書（都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税、法人税）

※個人事業主の場合は、所得税を含む納税証明書とする。

※未納税額のない証明書及び滞納のない証明書

⑧ 労働保険、社会保険の加入を確認できる書類（各保険料領収書の写し）

⑨ 決算書類（最近期3年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）

※個人事業主の場合は、確定申告書及び収支内訳書（又は青色申告決算書）等これに準ずる書類

※⑤～⑦については、発行後3か月以内のものとする。

※⑦については、本店等所在の自治体及び税務署で交付されたものとする。

※提出書類に押印する印鑑は、原則として⑥の証明書と同一のものとする。

※登録書類については、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

iii) 応募登録者の変更

グループの場合、代表団体及びグループを構成する代表団体以外の団体等の変更は、原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと判断した場合、変更を認めることがあります。

iv) 資格審査及び結果通知

応募登録申込者は、応募登録書類についての資格審査を経て登録されます。資格審査結果については、速やかに、市担当者から応募登録申込者（グループの場合は代表団体）に連絡します。

v) 応募登録の取消

次に掲げる事項に該当する場合は、応募登録を取り消します。この場合、応募登録を取り消された者の応募した提案は無効になります。

ア) 「i) 応募登録者の資格」で定める資格基準を満たさなくなった場合

イ) 申込内容に虚偽や重大な変更等があった場合

vi) 応募登録の辞退

応募登録者は、企画提案書の提出前であれば、登録を辞退することができます。その際は、応募登録辞退届（様式第6号）に必要事項を記入の上、市担当まで持参、メール又は郵送により提出してください。メール、郵送の場合には、事前に連絡してください。

vii) 公募要項の承諾

応募登録書類の提出をもって本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

viii) その他

応募登録書類は返却しません。また、応募登録を取消又は辞退した場合であっても返却しません。

(3) 応募申込み（企画提案書提出）

i) 応募者の資格

応募者は、「5(2)応募登録」による登録者とします。なお、登録内容に変更が生じる場合は、応募を申し込む前に市担当者と協議をしてください。

ii) 応募手続き

応募申込みを次のとおり受け付けます。

ア) 受付期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月18日（金）まで

イ) 受付時間

土日祝日を除く、平日の9時00分から17時00分まで

ウ) 受付方法

次の「エ) 応募書類」を、担当（P24に記載）まで持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、9月18日（金）必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。

エ) 応募書類

次に掲げた各書類について、①は1部、②、③は各15部提出してください。②、③については、A4版縦方向長辺（A3版はA4版に折込み）としてください。また、インデックスを付けてください。

① 応募申込書（様式第7号）

② 企画提案書

※「6 企画提案書等作成要領」に沿って作成してください。

③ 事業実績に関する資料

※「6 企画提案書等作成要領」に沿って作成してください。

iii) 禁止事項

- ア) 「旧宮城幼稚園活用事業に係る事業者公募審査委員会」委員に対し、本企画提案について直接・間接を問わず接触を禁じます。
- イ) 企画提案については、1 団体につき 1 案とします。複数の提案はできません。

iv) 応募の取消

- 次に掲げる事項に該当する場合は、応募を取り消します。
- ア) 「5 (3) iii) 禁止事項」に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- イ) 応募内容に虚偽や重大な変更等があった場合

v) 応募書類の差替え

- 応募書類、その他応募者から提出された書類の内容変更及び差替えは原則として認めません。ただし、やむを得ない理由（正当な理由）があると市が判断した場合には、内容変更及び差替えを認めることがあります。

vi) 応募の取下げ

- 正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に取り下げることができます。その際は、応募取下届（様式第 8 号）に必要事項を記入の上、担当まで持参、メール又は郵送により提出してください。メール、郵送の場合には、事前に連絡してください。

vii) その他

- ア) 応募書類の取扱・著作権
 - 提出された応募書類は返却しません。応募書類の著作権は作成した応募者に帰属します。ただし、市は、本事業に関する公表時及びその他市が必要と判断した場合には、応募書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- イ) 費用負担
 - 応募書類の提出に関して必要となる費用は応募者の負担とします。
- ウ) 審査結果としての公表
 - 応募書類の内容等については、審査結果の公表において、市が必要と認める範囲で公表できるものとします。

6 企画提案書等作成要領

- 「5 (3) 応募申込み」にて提出する応募書類（企画提案書及び事業実績に関する

資料) は、次のとおり作成してください。

なお、提出書類に押印する印鑑は、全て「5(2)ii)エ)⑥法人印鑑証明書」と同一のものとしてください。

(1) 企画提案書

i) 基本的な考え方(様式第9号) A3横・3枚以内

本施設における施設名称、コンセプト及び活用事業の概要を記載してください。

また、活用事業が「2(5) 提案すべき事項」で示した①～⑥の6つの枠組みのうちどれに最も合致するかを選択してください。

ii) 地域貢献概要書(様式第10号) A3横・1枚

① 日常的又は定期的に地域住民あるいは市民を対象とした相互交流機能の概要を記載してください。

② 地域活性化に貢献する波及効果、また地域住民の安全・安心、街並み等への配慮に関する工夫などを記載してください。

iii) レイアウト計画書(様式第11号) A3横・5枚以内

① 敷地全体のレイアウト図を記載してください。

② 各建物のレイアウト図(各階平面プラン)を記載してください。

③ その他レイアウト構成を説明するために必要な事項(鳥瞰イメージ、写真イメージ等)があれば記載してください。

iv) 事業開始までのスケジュール(様式第12号) A3横・1枚

契約締結以降の施設改修の設計期間、工事期間、各種申請に要する予定期間等、事業開始までのスケジュールを記載してください。

v) 収支計画等

貸付開始後の事業運営や施設利用計画に係る整備費等を含めた 初期投資の資金計画及び事業開始3年目までの収支計画、賃貸借料提案価格を記載してください。

ア 事業年度ごとの収支計画(様式第13号) A3横版1枚以上

イ 施設利用計画に係る資金計画(初期投資) [出資金、借入金等の当初事業費調達方法等] (様式第14号) A4縦版1枚

ウ 賃貸借料提案価格(様式第15号) A4縦版1枚

エ 賃貸借料基準額を下回る理由書(様式第16号) A4縦版1枚

※提案価格が基準額を下回る場合には提出してください。

vi) 施設運営

施設運営（様式第17号）A3横・1枚

- ① 開館日、開館時間を記載してください。
- ② 事業の実施体制を記載してください。
- ③ 広報計画を記載してください。
- ④ その他中長期的な管理運営の考え方について記載してください。

(2) 事業実績に関する資料（様式第18号）A3横・1枚

地域連携・貢献に係る実績、類似施設の運営実績や類似の取組実績がある場合、施設の概要、規模、スキーム（所有者、賃貸借の形態等）、運営期間等を記載してください。その他特にアピールしたい点などあれば記載してください。

(3) 提出部数

各15部

7 選考（優先交渉権者の決定）

(1) 選考体制

市は、優れた提案内容の応募者を選定するため、外部委員及び市職員により構成される審査委員会を設置します。

なお、審査委員会の委員名については、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、非公表とします。

(2) 審査委員会の運営

審査委員会による審査は、応募者のノウハウ保護等の観点から、非公開とします。また、議事内容も非公開とします。

(3) 優先交渉権者の決定方法

次のとおり審査を実施します。優先交渉権者との協議が整わなかった場合には、次順位のものを交渉権者とします。なお、審査の結果、優先交渉権者なしとする場合もあります。

ア) 一次審査（結果通知郵送予定：10月中旬）

- 書類審査
- 全ての応募者に結果を書面により通知します。

イ) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング予定：10月下旬）

- プレゼンテーション及びヒアリング審査
- 一次審査通過者について、二次審査を実施します。二次審査では、順位を決定し、最高順位の応募者を優先交渉権者として決定します。
- 二次審査の詳細については、一次審査を通過した応募者に別途連絡します。

(4) 優先交渉権者等の選考結果の通知及び公表

二次審査の結果については、二次審査を実施した応募者に書面により通知するとともに、事業提案者と協議の上、市のホームページで応募者名とともに公表します。なお、審査結果に関する問い合わせ及び異議については受け付けません。

(5) 審査方針及び審査項目

提案内容について、次の審査方針及び審査項目に基づき審査を行います。

i) 審査方針

応募された提案の審査は、以下の項目を基本として、具体的にはii) 審査項目に基づき行うものとする。

ア) 本事業者公募要項に規定している諸条件を満たしていること。

イ) 第七次前橋市総合計画改訂版に即した内容であること。

ii) 審査項目

審査項目及び審査基準を次の表に示します。

審査項目		審査基準
内容 評価	基本事項	・将来都市像である「新しい価値の創造都市・前橋」の具現化に寄与する内容であること ・公募要項を理解した内容であること
	活用内容	・時代背景を踏まえた内容で、必要性が高いものであること ・地域資源を活かした、赤城地域の観光振興やスローシティエリアの魅力体験に寄与する内容であること
	地域貢献	・赤城地域の活性化に寄与していること ・地域住民の安全・安心、景観等に配慮していること
確 実 性	事業スケジュール	・事業開始までのスケジュール、実施体制が妥当であること ・事業開始に必要な改修費等の資金計画が妥当であること ・事業開始までに必要な申請等の手続きに見通しが立っていること
評 価	事業運営の確 実性・継続性	・事業開始後の収支計画が妥当であること ・事業を継続して行うことができること
価格評価		・土地建物賃貸借料提案額

(6) 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合、応募者は、審査を受ける資格、優先交渉権者となる資格を喪失するものとします。

ア) 「5 (2) i) 応募登録者の資格」を満たさなくなった場合

イ) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合

- ウ) 公正な審査に影響を与える行為があった場合
- エ) 他の応募者の提案を妨害するなど、手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合
- オ) 企画、資金調達、設計、工事並びに経営及び管理運営等の業務を遂行するにあたって支障がある場合
- カ) その他市との信頼関係を損なった場合

8 基本協定の締結

(1) 事業計画の策定

優先交渉権者は、事業計画を策定し、市と協議の上、定期建物賃貸借契約締結までに事業計画に係る基本協定を市と締結します。

事業計画は、企画提案に基づき、活用事業の基本方針、事業運営計画、事業実施スケジュール、施設計画等を定めたものです。

事業計画の策定に当たっては、市との協議に誠意を持って、かつ迅速に対応してください。

(2) 事業計画協議書の提出

優先交渉権者決定の翌日から1ヶ月以内に事業計画協議書（事業計画の基本的事項、協議項目、課題等を整理したもの。）を提出してください。

※様式は特に定めませんので、任意の形式で提出してください。

(3) 基本協定の締結

令和8年11月を目途に、市と基本協定の締結を行い、その後、最終的に契約を締結できるか調整します。

(4) 優先交渉権者決定の取消

上記「(3)基本協定の締結」までに、優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、事業計画協議書の提出がなされない場合、市は、優先交渉権者の決定を取り消すことがあります。

また、契約に関する協議を進めていく中で折り合わないときは、双方協議の上で、優先交渉権者の決定を取り消すことがあります。なお、優先交渉権者の決定を取り消した場合、次順位の者を交渉権者とします。

(5) 費用負担

事業計画協議に必要な書類の作成等に要する費用は、優先交渉権者の負担とします。

9 契約方法等

(1) 定期建物賃貸借

① 契約締結

基本協定の締結後、市優先交渉権者の協議が整った後に事業者は、定期建物賃貸借契約を締結します。なお、賃貸借料には消費税及び地方消費税が加算されます。

② 費用負担

上記①の契約締結及び履行に関して必要な費用は、事業者の負担とします。

③ 議会の議決

賃貸借料提案価格が、市が定める賃貸借料基準額を下回った場合、仮契約を締結し、減額貸付について市議会に議案として提出します。締結した仮契約は議会の議決をもって本契約となります。議案が否決された場合は、契約を解除することとします。なお、このことに起因する事業者の損害一切について、市は責任を負わず、市に対して損害賠償請求できないものとします。

⑤ 賃貸借料の改定

社会経済情勢の変動その他の理由により、賃貸借料の額が実情に沿わなくなったときは、双方協議の上、賃貸借料を改定することができることとします。

⑥ 契約満了時の留意事項

事業者は、定期建物賃貸借契約が満了するまでに、自己の負担により、事業者の所有・管理する構造物などの物件を撤去し、原則として契約前の状態にし、市に返還することとします。

ただし、市が現状のままで返還することを承諾した部分は除きます。事業者は、造作の買取り並びに必要な経費及び有益費の償還等の請求を行うことはできません。なお、事業者が事業継続を希望する場合は、協議の場を設けることとします。

10 契約期間における義務

i) 調査協力と活動報告

市は、事業者が目的に沿った活動をしているか、定期的又は必要と認めるときに調査できるものとします。この場合、事業者はこれに協力しなければなりません。また、事業者は、市に対して毎年度活動状況等の報告をしなければなりません。

ii) 事業計画の変更

事業者は、提出した事業計画の内容を変更しようとするときは、事前に書面により市の承諾を得てください。

11 契約満了後の再契約

市と事業者は、契約満了前に再契約について協議を行うこととします。

12 業務継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合

事業者の責めに帰すべき事由により、提案した計画を誠実に履行しなかった場合、その他本施設における活用事業の継続が困難になった場合は、市は契約を解除することができるものとします。その場合、関係者に生じた損害は事業者が賠償するものとします。

(2) 事業者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力など、市及び事業者双方の責めに帰すことができない事由により、活用事業の継続が困難になった場合、継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除することができるものとします。

13 問い合わせ先一覧

区 分	関係機関	電話番号
公募要項に関すること	前橋市教育委員会事務局 教育支援課	027-230-9091
既存建物の施工に関すること	前橋市教育委員会事務局 教育施設課	027-898-5804
建築確認手続きに関すること	前橋市都市計画部建築指導課	027-898-6754
開発許可に関すること	前橋市都市計画部開発指導課	027-898-6758
屋外広告物・景観に関すること	前橋市都市計画部都市計画課	027-898-6974
埋蔵文化財に関すること	前橋市教育委員会事務局 文化財保護課	027-280-6511
消防法に関すること	前橋市消防局予防課	027-220-4508
水道に関すること	前橋市水道局水道整備課	027-898-3043
電気に関すること	東京電力パワーグリッド 株式会社 群馬カスタマーセンター	0120-995-222

14 担当、受付窓口

前橋市教育委員会事務局 教育支援課 教育調整係

担当：高橋、山口

〒371-0035

群馬県前橋市岩神町三丁目1番1号 前橋市総合教育プラザ

電話：027-230-9091

FAX：027-230-9099

Mail：d410101@city.maebashi.gunma.jp

様式第 1 号

令和 年 月 日

(あて先) 前橋市長

現地見学会参加申込書

「旧宮城幼稚園活用事業事業者公募」に係る現地見学会（令和 8 年 7 月 22 日開催）に参加します。

(ふりがな) 事業者名		
住所（所在地）		
代表者氏名		
連絡先	住 所	
	電話番号	
	F A X 番号	
	電子メールアドレス	
	担当者氏名	
参加予定人数		人

※お車でお越しの場合には、駐車場に限りがありますので、当日は極力お乗り合わせでお越しください。

様式第 2 号

事業者公募要項質問書

件 名	旧宮城幼稚園活用事業 事業者公募要項	質問日	令和 年 月 日	整理 番号	—
質 問 者	事業者名：		担当者名：		
質問内容					
項 目	(公募要項ページ・項目)				
内 容					

※質問事項は本様式一枚につき一問とし、質問者の意図が明確に伝わるようにしてください。

様式第3号（単独応募用）

令和 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募登録申込書

「旧宮城幼稚園活用事業事業者公募」に応募登録したいので、申込みます。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

㊞

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

様式第3号（グループ応募用）

令和 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募登録申込書

「旧宮城幼稚園活用事業事業者公募」に応募登録したいので、申込みます。

代表企業名

所在地

商号又は名称

代表者

職・氏名

⑩

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<グループ構成>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名	分野
代表企業名	⑩	
企業名	⑩	
企業名	⑩	
企業名	⑩	
企業名	⑩	

様式第 4 号

応募団体の概要

事業者名	
代表者職氏名	
設立年月日	年 月 日
資本金	円
従業員数	総数 人（うち非常用従業員）
主たる 業務内容	
事業経歴 ※主な経歴を記載してください	
主要取引先	

※ 1 枚で収まらない場合は、改行して複数枚として提出しても構いません。

※ 他に応募団体の概要を紹介したパンフレット等があれば提出してください。任意）

※ グループとして応募する場合には、全ての構成企業について提出してください。

様式第 5 号

令和 年 月 日

(あて先) 前橋市長

資格基準を満たす旨の誓約書

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

㊞

旧宮城幼稚園活用事業の事業者公募への応募登録にあたり、下記の参加基準をすべて満たすことを誓約します。

記

- ア) 提案施設の設計・建設及び賃貸借期間中に継続して管理運営ができる十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ、計画の実現について過去の経歴及び実績並びに社会的信用を有する者であること。
- イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 で規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等でないこと。
- ウ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- エ) 会社更生法（昭和 21 年法律第 172 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 222 号）等に基づく更生又は再生手続を行っている法人でないこと。
- オ) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全と判断される法人でないこと。
- カ) 公租公課を滞納していないこと。
- キ) 後述する事業者公募審査委員会の審査委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。
- ク) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。
- ケ) 公募要項の内容及び関係法令を遵守できること。
- コ) 複数の団体からなるグループとして登録する場合は、書面により定め、代表の団体を設定することとし、この代表団体は法人格を有するものとします。ただし、応募登録者の要件を満たさない団体等が含まれるグループは登録不可とします。また、同一の団体等が複数のグループに属して登録すること及び別途単独で登録することは不可とします。

※グループとして応募する場合には、全ての構成企業について提出してください。

様式第 6 号（単独応募用）

令和 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募登録辞退届

「旧宮城幼稚園活用事業事業者公募」の応募登録を辞退したいので届け出ます。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

印

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

【辞退理由】 ※辞退に至った理由を極力詳細に記載してください。

様式第6号（グループ応募用）

令和 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募登録辞退届

「旧宮城幼稚園活用事業事業者公募」の応募登録を辞退したいので届け出ます。

代表企業名

所在地

商号又は名称

代表者

職・氏名

印

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<その他グループ構成企業>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名
代表企業名	印
企業名	印
企業名	印
企業名	印

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名
企業名	⑩
企業名	⑩

【辞退理由】※辞退に至った理由を極力詳細に記載してください。

様式第 7 号（単独応募用）

令和 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募申込書

事前に応募登録している「旧宮城幼稚園活用事業事業者公募」に必要な書類を添えて、
応募申込みします。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

㊞

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

様式第7号（グループ応募用）

令和 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募申込書

事前に応募登録している「旧宮城幼稚園活用事業事業者公募」に必要な書類を添えて、
応募申込みをします。

代表企業名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

㊞

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<グループ構成>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名	分野
代表企業名	㊞	
企業名	㊞	
企業名	㊞	
企業名	㊞	
企業名	㊞	

様式第8号（単独応募用）

令和 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募取下届

「旧宮城幼稚園活用事業事業者公募」の応募申込みを取り下げたいので届け出ます。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

㊞

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

FAX番号

電子メール

アドレス

【取下理由】※取下に至った理由を詳細に記載してください。

様式第8号（グループ応募用）

令和 年 月 日

（あて先）前橋市長

応募取下届

「旧宮城幼稚園活用事業事業者公募」の応募申込みを取下げたいので届け出ます。

代表企業名

所在地

商号又は名称

代表者

職・氏名

印

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<その他グループ構成企業>

	商号又は名称、 所在地、 代表者職・氏名
代表企業名	印
企業名	印
企業名	印
企業名	印
企業名	印

【取下理由】※取下に至った理由を詳細に記載してください。

様式第 9 号

基本的な考え方

団体・グループ名		
(1)施設名称 ※仮称で構いません	(2)コンセプト	・ A3横版3枚以内で作成してください。 ・ この注意書きは応募時には削除してください。
(3)活用事業の概要 ※公募要項 P20 審査項目の「基本事項」「活用内容」に関する審査基準の各項目に即した考え方も記載		

様式第 10 号

地域貢献概要書

団体・グループ名	
地域貢献概要 ※公募要項 P20 審査項目の「地域貢献」に関する審査基準の各項目に即した考え方を記載 ・ A3 横版 1 枚で作成してください。 ・ この注意書きは応募時には削除してください。	

様式第 1 1 号

レイアウト計画書

団体・グループ名		
(1)敷地全体のレイアウト図 ※活用する建物と活用しない建物が分かるように	(2)各建物のレイアウト図 (各階平面プラン) ※その他（鳥瞰イメージ、写真イメージ等）	

- A3横版5枚以内で作成してください。
- この注意書きは応募時には削除してください。

様式第 1 2 号

事業開始までのスケジュール

団体・グループ名	
※契約締結以降の施設改修の設計期間、工事期間、各種申請に要する予定期間等、事業開始までのスケジュールを記載 ・収支計画と合致するように注意してください。 ・A3横版1枚以内で作成してください。 ・この注意書きは応募時には削除してください。	

様式第13号

事業年度ごとの収支計画

団体・グループ名	
----------	--

【収入計画（単位：千円）】

項 目	1 年目		2 年目		3 年目以降	
	金額	積算等	金額	積算等	金額	積算等
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						

- ・ A 3 横版 2 枚以内で作成してください。
- ・ この注意書きは応募時には削除してください。

【支出計画（単位：千円）】

項 目	1 年目		2 年目		3 年目以降	
	金額	積算等	金額	積算等	金額	積算等
(1) 建物維持管理費						
(2) 修繕費						
(3) 人件費						
(4) 公租公課						
(5) 支払利息						
(6) 損害保険料						
(7) 売上原価						
(8) 借入金返済額						

様式第 14 号

資金計画

団体・グループ名	
----------	--

資金計画（当初事業費概算内訳）		資金調達計画		
項目	金額（千円）	項目	調達先	金額（千円）
設計・監理費		出資金		
内装工事費		借入金		
設備工事費		自己資金		
その他関連工事費		保証金		
什器・備品購入費		その他		
公租公課				
人件費		・ A4縦版1枚で作成してください。 ・ この注意書きは応募時には削除してください。		
〇〇費				
〇〇費				
合 計		合 計		

※当初事業費概算額に関して、出資金、借入金等の調達方法を記載してください。必要に応じて項目追加等を行ってください。

様式第 15 号（単独応募用）

令和 年 月 日

（あて先）前橋市長

貸貸借料提案価格

提出者

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

⑩

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

FAX 番号

電子メール

アドレス

「旧宮城幼稚園活用事業」事業者公募について、下記の価格にて貸貸借することを提案します。

貸貸借料提案価格（月額） ※消費税及び地方消費税を除いた額	円
----------------------------------	---

※上記貸貸借料提案価格に消費税及び地方消費税を加算した金額を実施にはお支払いいただきますのでご注意ください。

※貸貸借料は契約締結時から支払いが必要になりますので、契約期間全体の収支見込みから月額貸貸借料を算定してください。

様式第 15 号（グループ応募用）

令和 年 月 日

（あて先）前橋市長

貸貸借料提案価格

代表提出者名

所在地

商号又は名称

代表者

職・氏名

印

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

＜その他グループ構成企業＞

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名
企業名	印
企業名	印
企業名	印
企業名	印
企業名	印

「旧宮城幼稚園活用事業」事業者公募について、下記の価格にて賃貸借することを提案します。

賃貸借料提案価格（月額） ※消費税及び地方消費税を除いた額	円
---	----------

※上記賃貸借料提案価格に消費税及び地方消費税を加算した金額を実施にはお支払いいただきますのでご注意ください。

※賃貸借料は契約締結時から支払いが必要になりますので、契約期間全体の収支見込みから月額賃貸借料を算定してください。

様式第 16 号

令和 年 月 日

(あて先) 前橋市長

賃貸借料基準額を下回る理由書

以下の理由により、賃貸借料基準額を下回る価格で提案します。

事業者・グループ名	

様式第 17 号

施設運営

団体・グループ名	
(1) 開館日、開館時間、定休日等	(2) 事業の実施体制
- 収支計画に合致するように注意してください。 - A3横版1枚で作成してください。 - この注意書きは応募時には削除してください。	
(3) 広報計画	(4) 中長期的な管理運営の考え方

様式第 18 号

事業実績に関する資料

団体・グループ名	
※類似施設の取組実績、運営実績、地域連携・貢献に係る事業実績があれば、その概要を記載。その他特にアピールしたい点があれば記載。 • A3横版1枚以内で作成してください。 • この注意書きは応募時には削除してください。	